

労働基準 第一優先チェックリスト

このチェックリストは労働基準法の遵守にあたって行政で特に重点的に確認されるものを抜粋したものです。重要度、直面する頻度を踏まえ、まずは第一優先チェックリストとして労働時間と賃金に絞ってリストを作成しました。言うまでもありませんが、労働基準法の「全て」を遵守頂く必要があります。また、労働基準法以外の法律も守って頂く必要がある点、充分にご留意ください。

労働者代表に関して

Q1. 労働者過半数代表の選定が正しくできているか

社内の重要事項を労使間で決定する場合は、労働者の代表者が必要になります。

36 協定や就業規則の意見書を始め、多くの局面で労働者の代表と協定・協議・意見聴取する必要があります。

労働組合がある場合、組合の代表者が労働者の過半数代表となりますが、労働組合がない場合は労働者の過半数代表を選定する必要があります。

- 過半数代表者を選任する場合、その選任方法、選任に至る手続き、対象となる従業員が正しく出来ているか確認しましょう。

労働時間関係

Q2 36 協定の届出は適切に行われているか

36 協定を締結し、届け出ていますか。36 協定の締結・届出がなく、法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超える労働は違法になります。

- Q1における労働者の過半数代表は適切に行われていますか。
- 36 協定で定める延長できる時間は適正な（限度時間以内）ものとなっていますか。
- 特別条項付きの36 協定を定めている場合は、必要な要件が定められていますか。

Q3 就業規則等で、所定労働時間等を正しく定めているか

- 始業時間・終業時間、休憩時間、休日について具体的に定めていますか。
- 所定労働時間は法定労働時間内に定められていますか。

Q4 労働時間は適正に把握しているか

- タイムカード等の適切な手段で労働者の始業・終業時刻を適正に管理できる体制にしていますか。
- 日々の労働時間は1分単位で管理されていますか。

Q5 管理監督者の労働時間管理は正しく行われているか

- 管理監督者の選定は正しく行われていますか。
管理監督者に該当するには一定の要件があり、単に「部長」や「所長」、「店長」という肩書だけでは管理監督者とは言えません（管理監督者の要件を確認）。管理監督者に該当しないものを「管理監督者」として時間外労働の賃金を支払わないと、後に未払い賃金の支払いを求める是正勧告を行政から受れたり、従業員から訴訟等をされる場合があります。
- 管理監督者の労働時間管理は行われていますか。管理監督者であっても、健康確保の観点から、労働時間の管理は必要になります。

Q6 変形労働時間を導入している場合は正しく導入されているか

- 必要な手続きは適正に行われているか確認しましょう。一か月単位の変形労働時間制、一年単位の変形労働時間制、フレックス労働時間制と変形労働時間制度はいくつかありますが、それぞれ導入するための要件があります。労使協定や就業規則での定めは無論、その内容も一定のものが求められます。
- フレックスタイム制を導入している場合、コアタイムの定めがないのに、会議への強制参加等、特定の時間に業務を行う指示を行っていませんか。
- 一か月変形・一年変形を導入している場合、「あらかじめ」所定労働時間を定めていますか。
- 「あらかじめ」定めた時間を使用者側の都合で変更していませんか。

Q7 裁量労働制を導入している場合は正しく導入されているか

- 専門業務型・企画業務型の裁量労働制の場合、どの労働者にも適用できるわけではありません。適用される労働者が適切に選定されていますか。
- 定めた「みなし労働時間」は実態に即して妥当なものです。実際に必要な労働時間とかけ離れた「みなし労働時間」を定めていると、裁量労働制が無効になる場合があります。
- 必要な労使協定、労使委員会の決議書等の作成や届出は行なわれていますか。

賃金関係

Q8 割増賃金の計算は正しいか

- 時間外労働の時間に関する時間の切捨て・切上げは適切に行なっていますか。
日々の時間外労働時間の切捨ては出来ません。月間の合計時間外労働時間の切捨てや切上げであれば、一定の条件で認められています。
- 法定休日と法定外休日の区別は適正に出来ていますか。
- 割増賃金の基礎となる時間単価は適正に計算されていますか。
割増賃金の基礎となるのは、「基本給」だけではありません。家族手当、通勤手当といった特定の手当を除き、毎月支給される賃金が時間単価の基礎になるので注意が必要です。

Q9 定額残業代等の制度を導入している場合は適正に導入しているか

- 定額の残業代として支払われている手当は残業代に充当することが明確になっていますか。
「営業手当」や「特別手当」といった名称はあまり適切ではありません。
- 支払われている定額残業代が何時間分の時間外に該当するか明確にしていますか。
- 実際の労働時間が支給されている定額の残業代を超えた場合は差額分の支払いが行われていますか。

労働契約関係

Q10 労働条件の明示は正しくされているか

- 労働契約書・雇用契約書は全ての従業員と締結されていますか。
- 必要な労働条件の明示は含まれていますか。

内容にご不明な点がある場合は以下の連絡先までお問合せ下さい。

穴倉社会保険労務士事務所

事務所電話番号	03-6427-1120
事務所所在地	東京都渋谷区渋谷1-17-1-802
メールアドレス	shishikura@ks-advisory.co.jp
ホームページ	http://romu-shishi.com